

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田原市長 相馬 憲一

市町村名 (市町村コード)	大田原市 (09210)
地域名 (地域内農業集落名)	大田原東 (荒町通り、清水町、七軒町、刈切、富士山下、栄町、新屋敷通り、小泉、浅野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月14日 (1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

若草地区では、基盤整備をしていないため耕作条件が良くない、水利の問題があり例年水が少ない。また、他地区からの担い手が少ない。自作地が多く後継者が少ない。また、若松町地区では、地区全域が用途地域であり、宅地化、農地の点在化が進行しており、農業機械の騒音、泥等による苦情がある。

富士見地区では、昔の基盤整備であるため道が狭く、大型機械が入れない。自作地が多く、後継者が少ない。また、農地の形状が良いので、自分たちで耕作できなくなったら農地バンク等を活用して貸借を促進していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市の基幹作物である水稻を中心に、以下の作物の振興を図っていくとともに、新規作物の導入についても検討していく。

また、農地の集積・集約についても認定農業者を中心に進めていきつつ、新規就農者の参入についても積極的に推進していく。

【耕種】水稻・麦・大豆・飼料作物・そば・ネギ・アスパラガス

【畜産・酪農】和牛繁殖

【その他】菊

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	179.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	179.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の全農地(用途地域やそれに準ずる地域は除く)を農業上の利用が行われる区域とし、また中山間地域の一部については保全・管理が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在の利用権設定及び離農などによる農地の権利設定については農地中間管理機構を利用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、要望があれば農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望者や「半農半X」希望者、他地区の担い手などの情報を幅広く収集し、関係機関(市、農業委員会、県、JA等)と情報共有しながら支援をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--